

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

定期保険の保険料

Q：当社では、役員及び従業員を被保険者とし受取人を当社とする掛け捨ての定期保険に加入しようと思っています。節税対策としても効果があるそうですが、保険料の税務上の処理を教えてください。

A：定期保険の保険料は税務上次のように扱われます。

(1) 法人の税務処理

法人が、自己を契約者・保険金受取人とし、役員又は使用人（これらの人の親族を含みます）を被保険者とする定期保険に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額は、保険期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。

ただし、定期保険のうち、超長期の保険については一定の条件のもとに損金算入に限度が設けられています。この超長期の定期保険は、長期平準定期保険と呼ばれています。

(2) 役員、使用人の税務

法人が負担した保険料は、被保険者である役員又は使用人の給与にはなりません。

(3) 特約を付加した場合の税務処理

定期保険を主契約とし、傷害特約等の特約を付加した場合には、定期保険の保険料と特約の保険料を区分しているときは、特約にかかる保険料は、期間の経過に応じて全額損金の額に算入することができます。ただし、特定の役員、使用人だけに特約を付加した場合は給与として取り扱われます。

